

第二十八回
参議院大蔵委員会會議録第二十八号

昭和三十三年四月十五日(火曜日)午前
十時三十七分開会

出席者は左の通り。

委員長 河野 謙三君
理事 木内 四郎君
西川 甚五郎君
小笠原 三三男君
平林 剛君
天坊 裕彦君

委員

青木 一男君
木暮 武太夫君
堀見 俊二君
土田 国太郎君
宮澤 喜一君
廣瀬 久忠君
山本 米治君
大矢 正君
栗山 良夫君
小林 孝平君
野溝 勝君
杉山 昌作君

政府委員

大蔵政務次官 白井 勇君
大蔵省為替局長 酒井 俊彦君
国税庁長官 北島 武雄君

事務局側

常任委員 木村 常次郎君
専門員 大蔵省主税 木村 秀弘君
局税関部長 泉 美之松君
国税庁関税部長 参考人 麦酒酒造組 中島 正義君
合常任理事

説明員

参考人

朝日麦酒株式会社 山本為三郎君
社取締役社長
日本麦酒株式 丸山 節三君
会社社長
工場工場長
朝日麦酒株式 中島 道雄君
会社社長
工場工場長
麒麟麦酒株式 色川 御胤君
会社社長
工場工場長

本日の会議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○租税及び金融等に関する調査の件(ビール移出石数の問題に関する件)

○委員長(河野謙三君) これより、委員会を開きます。

参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

委員長及び理事打合せにおいて、本

日午後、租税行政に関する調査のため、参考人から事情を聴取することに決定いたしました。

○委員長(河野謙三君) 御異議ないことを御異議ございませんか。

○委員長(河野謙三君) 御異議ないことを御異議ございませんか。

選及びその他の手続につきましては、委員長及び理事に御一任願いたいと存

○委員長(河野謙三君) 御異議ないことを御異議ございませんか。

○委員長(河野謙三君) 御異議ないことを御異議ございませんか。

○委員長(河野謙三君) 次に、外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案について質疑を行います。

質疑のおありの方は、順次、御発言願います。

○平林剛君 外国為替及び外国貿易管理法についていろいろ研究をしてみたのでありますが、専門外のこと、なかなかよくわからぬ。ただ今回の一部改正の法律案に限定すること、でなく、全般的な法律から若干政府当局の見解を聞いておきたいのでありますが、

本法は昭和二十四年に制定されたもので、当時と現在とは国の外貨の保有高も違ひ、貿易量も違ひ、

私の聞くところでは、本法は原則として全面的禁止の建前をとり、

や省令、告示、通牒で緩和しているという話を聞いたのであります。

いろいろ考えてみますと、この際、法律全般についても根本的改正を行ふ必要があるのではないかという意見などもございまして、

政府でもいろいろ御研究が進められていると思ひますが、法律全般の根本的改正のため、

何か政府としてお考えあるかどうか、まず、基本的な問題としてお尋ねをいたします。

○政府委員(酒井俊彦君) お尋ねの点

は、今仰せになりましたように、昭和二十四年に、国際通貨基金の規約に基

きまして作つたものであります。今日、おっしゃる通りに、いろいろ情勢

も変わつております。そこで、先般一月以来、為替貿易に関する懇談会を開き

まして、その席でも、ぜひこれは根本改正に手をつけるべきだという御意見

がございました。これはまことにごもっともでありまして、

根本的な改正に手をつけたいと思ひます。ただ、何さ、根本的な改正に手

をつけますといたしますと、非常に膨大な為替管理の組織機構というものを、

全部現在の情勢に照らしまして、どうしたらいいかというのを検討する

必要があると思います。これはなかなか時間がかかります。時間がかりま

す。が、われわれといたしましては、必要ならば、

少くとも今年度から真剣にこの問題に取り組みまして、

できるだけ早い機会に、これを改正したいというつもりで、

今やっておりますわけでありまして、現在の法律は、

御指摘のようになります。全部網をかぶせまして、

為替取引に関することは一切いかに、ただ政令で定める

場合はよろしいというふうなきめ方をしております。

これに対して、民間の方といたしましては、

それは非常にわかりにくいので、これはこれのこと

はいかぬと、それ以外いんだというふうな、

昔の為替管理方式のやり方を希望すると、

こういうふうな御意見がございました。まあ、

いづれがいいか、これは全般的な検討を経てからきめる

わけでありまして、御指摘の通りに、私どもも、

ことしから、これを徹底的に検討するということ、

これから進めていくつもりであります。いつごろ

までに行けるか、これはまた別問題で

ありますが、できるだけ早く、そういうふうな

成果を得たいと考えております。

○平林剛君 今のお話について、政務次官から、

直接お答えを願ひたいと思ひます。法律全般の根本的改正を行うために、

何か適当な専門委員会の設置などを設けて、これを推進する

という考えであるというお話がございましたが、

政務次官にこの点をたずねていただきたいと思います。

○政府委員(白井勇君) 御承知の通り、

非常に重要な問題でありますので、今為替管理に

つきましては、検討を加えたのであります。今御質問に

なりました通りに、御趣旨もあつまして、

私どもにおきましては検討を加えて、さらに

専門的な委員会が必要でありますれば、

そういうものを設置いたしまして、検討を加える

ようにいたしたいと考えております。

○平林剛君 次に、今回の一部改正の法律案は、

結論的に言いますと、輸出振興の手続の簡素化にか

つてあります。そこで私は、この輸出振興の手続の簡素化と税関職員との

関係について若干お尋ねをいたしたいのであります。

先般為替局長から、提案の理由のこ

まかい説明をお聞きしたときに、今後この法律が改正され

ますと、輸出をする場合、従来は、書類を作つて、銀行の窓口に行き、

為替管理法に違反しないかどうかを確認をし、それを税関に

持ち込んで、それから輸出をする格好になつてゐたのを、今後は、一応貿易業者を信用して、初めの銀行の認証をやめて、いきなり税関に行く、それだけ手数を減らすことにしたのが、この法律の趣旨であるという説明がありました。そうすると、いきなり税関に持つていくことになりまして、税関業務の中におきましては、従来銀行で行なつた認証の役割を果す責任が加わつて参ります。業務量が当然それに伴つて増加するものと思はれるのであります。また政府の説明では、簡素化の結果、一応貿易業者を信用して、ただいまのような簡素化の手続をとるけれども、脱法行為があつた場合、あとで調べて脱法行為があるかないかというのを調べていくか、不正があつたら、それに對して注意したり改善したりする。そこで立ち入り検査を新たに銀行あるいは商社以外に拡充するという建前になるのだ、こういうお話がありました。するとここでも税関行政の業務量の増加ということが考えられるわけですね。輸出振興の手続の簡素化はされませんでしたけれども、税関行政の方に、それが必ず比例するわけではありませぬけれども、対応してこの業務量がふえるということが考えられます。こういうことに對して、政府は税関行政に對して、特に職員増員あるいはそれが業務量の増加にならないような適当な手配、これらのことについて、一体どういう方法をおとりになつてゐるのか。

○政府委員(酒井俊彦) 銀行の認証をやめまして、税関にいきなり持つていくという場合におきまして、税関が銀行と同じように厳重な認証をしないと、銀行が為替買取りをやりました場合に、その報告を税関が受けまして、前に出てゐる輸出為替の申告書と照らし合せてみて、そうして前の申告通り入金ができただけか、あるいは所定の期日までに代金の受領が行われておるかどうかというのを審査いたしました。それで行われておれば、そのまゝ落して行く。所定の期日までに行われなければその商社に問い合わせを發するとか、あるいは前の申告書で出てきた決済方法と違つた決済方法が行われておれば、それに対していろいろな質問をするとかいろいろな事後審査にすべきをからしめていくということになりますので、必ずしも従来の銀行で要した手続と同じぐらいの煩瑣な手続を要するとは限らないと思ひます。

銀行が為替買取りをやりました場合に、その報告を税関が受けまして、前に出てゐる輸出為替の申告書と照らし合せてみて、そうして前の申告通り入金ができただけか、あるいは所定の期日までに代金の受領が行われておるかどうかというのを審査いたしました。それで行われておれば、そのまゝ落して行く。所定の期日までに行われなければその商社に問い合わせを發するとか、あるいは前の申告書で出てきた決済方法と違つた決済方法が行われておれば、それに対していろいろな質問をするとかいろいろな事後審査にすべきをからしめていくということになりますので、必ずしも従来の銀行で要した手続と同じぐらいの煩瑣な手続を要するとは限らないと思ひます。

○説明員(木村秀弘君) 多少私の言ひ方がまずかつたかもしれませんが、人員を簡素化すると申し上げたのは、銀行の業務を簡素化すると申し上げたのとは違つて、現在やつておられますいろいろな手続のうちで省略し得る事項は省略して、たとえば今ダブル・チェックをしておるようなところは一回の審査で終える。場合によりましては、税関の算定が早いになります。と、初め業務でやつて、次に検査官がやつて、最後に徴収でやるというように、三重の、同じ計算を三回やつておられます。これを二回、できれば電子計算機を使つて一回で行うというふうな、できるだけ手続の重複をおろす面を省いて参るということをおし上げようと思つたのであります。それから、今おっしゃつたように、ただいまの税関の事務は現在の定員に比べて非常に過重であるという実情を御存じのようにおつしやいました。ただその仕事の密度に時期的な差異がございます。これはいわゆる月末集中と現在言われておるうちに、月の初めから月の半ばごろまでは比較的閑散なのでございまして、しかし月の半ばを越えて月の終りに至るころに、わかに申告がふえてくるというやうな状態になつておられます。従つて月半ばまでは比較的閑散としておるのだ

ことに参りまして、今の説明からいくと、逆に法律に對する疑問がこえて生まれてくるわけでありまして。私はやはり政府がこれだけの手続の簡素化を提案をしてゐる場合には、その点を慎重に考へて、多分支障があるまいというところで提案をしてきたものと見るのです。そうだとすると、勢い現実の問題としては税関の窓口はかなり責任は重くなつてくる、こゝ見なければいけない。だから一人の人が休んでしまつて、そのあとの仕事の行き違ひが出るとか、あるいは定員が足りないために窓口のところであつたかといふやうなことになるれば、決して輸出振興を促進するといふ趣旨にはなつてこない。この意味ではやはり定員について検討を加へる必要がありはしないか、こゝ考へるのであります。

重復しておる面につきましては、どちらか一方の職員が両方の事務をすればいいじゃないか。たとえば保税工場でございいますと、これは税務署なり、税関なりから非常に離れた場所にあるのが相当ございいます。そういう場合に、税務署からも毎日人を出す、税関からも毎日人を出す、これは往復の時間だけでも相当のロスになりますので、これをどちらか一方の職員で両方の事務を兼務させるということによつて、多少でも仕事の上の合理化ができるじゃないかという観点から、そういう油なり、砂糖なりの保税工場につきまして、両方の職員が出ておるようなところは、今非常に手のはぶけない税関の職員を派遣するということをやめまして、関税庁の職員にやつてもらうというところで、そういう意味で、これらの重複しておる保税工場の人員を集めましたところが、大体六十名程度になるということで、そういう数字が出てきたわけ

ではございませぬ。それからあの六十名とおっしゃったのは、これは私ちよつとわからないのでありますけれども、おそらく前年度からの欠員が若干ございますので、この欠員をこの年度、新年度の学生の卒業期を迎えて全部埋めるというために新規採用いたしております。その分ではないかと思ひます。

○平林剛君　今の最初の六十名は前年度の欠員であるかもしれませんが、あの六十名について私は別の話を聞いているわけです。ただいまの説明だと、これは国税庁の職員が税関の行政をやっている。つまり税関の職員の方

は手が足りないので、砂糖や石油、ミカンのカン詰等の保税工場については、税務署の職員がこれに当っている、こういうふうに理解してよろしいでしょうか。もしそういうふうに理解をいたしますと、この人の給料は一般公務員などの給料を受けている、こういう矛盾があるわけですね。もし国税庁の職員であるならば、これは国税庁なみの職員の給与を支払わなければならぬ。しかるにこの六十名は税関職員と同じような給与の水準、一般公務員の給与水準を受けている。そうすると、あなたの説明はそこそこ狂っているのです。

○税関職員(木村秀弘君) これはあくまでも業務でございまして、俸給の支払い主はこれは国税庁になります。しかしながら純粋の税関職員ではない、税関業務という形になりますので、給料は税関職員の給料になります。しかしながら超過勤務手当、旅費等につきましては、税関から出るわけでありまして、それからお監督は、税関と税関と両方ございまして、身分権そのものは税関が主管でございまして、税関になるかと思ひます。

○平林剛君 だいたいのお話は私どもも納得できないから、政務次官は後ほどこのことについて検討してもらいたい。確かに実際の仕事としては税関の行政をやっておるのにかかわらず、身分は国税庁の監督を受け、そして国税庁の職員であるかのごとき答弁がございました。しかるにそれは業務であるにもかかわらず、給与は一般公務員の給与水準を受ける、こういう工合に取扱ひの上どうも理解しがたい点がござい

ますから、政府はこういう点はよろしく監督をして、誤まりのないような方法をとってもらふことを希望いたしておきます。大蔵省の税関部は、こしも五百五十九名の定員を要求しながら、実際には一名も認められておらないという実情は、これは私去年指摘したにもかかわらず、まことに遺憾なことであります。先ほどの実情からいって、当然何らかの措置を行う必要がある。そうでなくたって、税関はよい仕事をするに当たって、税関はよい仕事の空港でもつてよい、この指示は知らない。私に言わせれば、これははつきりアメリカ大使館かアメリカの軍当局が警察か、この指令でやつか知りませんけれども、よい仕事をするに当たって、まあこれは警察当局じゃないで、警察が手柄にしたいと思ひます。自分がばつとんとんで行つて、自分がさういふことをやるわけですが、これは警察がやつたんでなく、他の方法だとならばならぬ。このうまいよい仕事をやつたり、奄美の税関へ行くと、奄美大島の選挙の前に、パトロール船というのを配船して、わざわざ奄美大島の方に特に密輸が何かあるというのでパトロール船の準備を進めたなどという、よい仕事でございまして、あなたの方、さうでなくたって人が足りないときに、かえって税関の職員業務負担が増大してゐる。政府の貿易政策の振興増強という点からいひましても、私はやはりこの職員の増加については政府当局も相当検討しなければならぬと思ひます。どうか一つ政務次官はこの点についても研究を加えてもらいたい。

最後に一つお尋ねをいたしますが、輸出振興のため為替管理手続を簡素化した結果、予測される問題が幾つかございまして、一つは、為替管理、貿易管理の緩和が、場合によっては過当競争などが始まつて、業界の秩序を乱すおそれがあるのではないかと、こういう問題が一つ、それからもう一つ、信用状付とD.P.、D.A.とはおのずから金融上の差違を生ずる場合があるから、この点を考慮する必要がある、こういう点が指摘をされておりますけれども、政府はこれについてどういふ配慮がおりますかお尋ねをいたします。

○政府委員(酒井俊彦君) 第一点の過当競争の問題でございまして、これは厳密に申しますと、何が過当競争かという定義の問題になります。それはまあ一般的に常識的に過当競争ということを考えてみまして、確かにさういふものが現在でもあります。しかしこれは通商産業省におきまして過当競争のないように今貿易を扱つていらつしやる各界の方に非常に御努力になりましてお話し合ひを續けて、この措置によつて過当競争が激化されるといふことは万ないものと思つております。

それからD.P.、D.A.の問題でございまして、これは全部をD.P.、D.A.にしてしまふというのじゃございせん。で、やはりL.C.ベース、信用状付の貿易が大部分でございまして、ただ現在四、五百件D.P.、D.A.というものが出てきておりますが、これは標準外決済でございまして、これは標準外決済を受けなくちゃならぬ。しかしこれは金融機関等においても、おのずからやはり自己防衛上非常に確かなD.P.

D.A.以外は扱わないのでありまして、さういふものについて、一々中央に持つてきてこれを審査する必要はないのじゃないか、途中で金融機関等でも十分チェックできますので、これは外しても大して支障はありません。現在ありますものを一々許可するよりさういふ煩雜な手続をとらぬでもいいじゃないか。もちろん大部分はL.C.ベースを外したわけじゃございせん。で、銀行なり貿易商社から申しますと、L.C.がなければなかなか安心して貿易取引できませんので、結局L.C.ベースが基本になります。若干のさういふ例外的なものについて、これは手続を簡素化してもいいじゃないか、途中でそれ相当のチェックが民間で行われますので、それ以上に役所がやかましく言うことはないじゃないか、さういふつもりでD.P.、D.A.を一応標準決済に乗つたわけでございます。

○平林剛君 御説明にもありますように、やっぱり今回の措置によつて私ども考えられることは、大きな貿易業者と小さい、あるいは中ぐらゐの貿易業者との間に金融上の差が生れてきやしないか、何といつてもお互いに輸出振興のために、いろいろ手続上の緩和があれば、多少危険は冒しても輸出を振興するといふ政策に向けられてくることになる。ところが大きな貿易業者でありますと、外国支店が整備されておりますから、その点は多少の危険を冒しても輸出を振興するといふことに協力ができるわけでありまして、これはさういふ点の保証というものがなくなつてくる。勢い日本の銀行でもD.P.やD.A.の場合には容易に金を貸さない

というふうなことも起り得る。これは私専門ではありませんから、いろいろ人の話を聞いたのでありますけれども、やはりその懸念があるのではないかと。そこで私どもとしては、さういふ場合に政府で輸出金融制度であるとか輸出保険の制度の運用を円滑に行ふ必要がある。さうでないといふと、ただいまの懸念が生れてくると思ひます。で、これを配慮せよという要望もかなり強いように聞いております。政府としてはこれに対してどういふお考えであるか、その点をお尋ねして私の質問は終りたいと思ひます。

○政府委員(酒井俊彦君) 先ほど申し上げましたように、D.P.、D.A.を使ひます場合は特殊な場合でございまして、これは大商社の場合といへども、信用状付とD.P.、D.A.といふことでは、金融機関の扱ひは相当違つて参ります。ただD.P.、D.A.が中小業者は扱ひえないじゃないかといふお話でございまして、これは實際問題としてあるいはさういふことが予想されぬでございませぬけれども、しかし非常に大きな支障になるといふふうには考えておりませぬ。まあ大きな商社が扱ひましても、D.P.、D.A.とそれからL.C.付といふものは非常に金融的に差があるものでありまして、途中の為替銀行の金融という面から見れば、これはやはりさういふ面からいひましても、D.P.、D.A.を扱つてあとでさういふことではないと確定に参りませぬ、もしD.P.、D.A.を扱つてあとでさういふことになったといふことになりまして、これはその後におきましてさういふ措置をとらせることを禁止するといふ措置を講じたいと思つておりますので、まあやらせてみまして、私自身の感じでは大し

たことはございませんが、もしそうい
うことがあれば、うまくいかないとい
れば、それは個々のケースにつきまし
て、以後そういう扱いはさせないよう
にしたいと思っております。

○委員長(河野謙三君) 他に御質疑ご
さいませんか。——他に御質疑もな
いようでありまして、質疑は終局した
ものと認めこれより討論に入ります。
御意見のおありの方は、賛否を明ら
かにしてお述べをお願いします。——別
に御発言もないようでありますから、討
論は終局したものと認め、これより採
決に入ります。

外国為替及び外国貿易管理法の一部
を改正する法律案を問題に供します。
本案に賛成の方は御挙手を願いま
す。

〔賛成者挙手〕

○委員長(河野謙三君) 全会一致であ
ります。よって本案は、可決すべきも
のと決定いたしました。

なお、諸般の手續等は、先例により
委員長に御一任願いたいと存じま
す。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(河野謙三君) 御異議ないと
認めます。よってさよう決しました。
それから委員会の報告書には多数意
見者の署名を付することになっており
ますので、本案を可とせられた方は、
順次、御署名をお願いします。

多数意見者署名

木内 四郎 西川甚五郎
平林 剛 天坊 裕彦
青木 一男 木暮武太夫
堀見 俊二 宮澤 喜一
廣瀬 久忠 山本 米治

大矢 正 栗山 良夫

杉山 昌作

○委員長(河野謙三君) 暫時休憩いた
します。

午前十一時二十二分休憩

午後一時十六分開会

○委員長(河野謙三君) 休憩前に引き
続き、委員会を開きます。

租税及び金融等に関する調査を議題
といたします。

二分分ビル移出石数の問題につい
て参考人より事情を聴取いたします。
参考人の氏名は委員長及び理事打合会
において決定いたしておりますので、
黒板に掲示いたしましたから御了承願
います。

参考人の方には、御多忙中にもかか
わらず、御出席をいただきましてま
ことにありがとうございます。なお、
参考人の方に申し上げますが、御発言
の際は委員長の許可を得てから御発言
願います。

それでは二分分のビルの移出石数
の問題について事情を参考人から御説
明をいただきます。

それでは麦酒酒造組合常任理事中島
正義君から。

○参考人(中島正義君) ただいま御指
名がございましたので、経過につきま
して御報告させていただきます。

三月の七日かと私は記憶いたしてお
りますが、担当者から報告を受けたの
でございます。国税庁の酒税課から二
月分の移出石数を一八%減じて申告す
るようという御指示があったわけ
でございます。酒造組合といたしまし
ては、国税庁当局の御指示、御通知を
伝達する任務を持っておりますので、

その電話連絡を受けたのであります
が、受けました担当者は、そういう例
がないものでございまして、不審に
思つて聞き返したものであります。そ
のときに聞き返しましたが、いやそう
してくれということなものであります。

それで従来われわれと監督官庁でござ
います国税庁との関係につきまして
は、いろいろ御指示をいただいで、
監督をされておられる立場の御意見を
伺つて仕事を遂行していくという立場
にもあるわけでありまして、不思議に
は思つたものであります。当局の何
らかの御都合があるかと承知いたしま
して、担当者は電話で承知いたしまし
て、各社の本社にその旨を伝達したと
いうことを私は七日にその担当者から
報告を受けたわけでございます。その
ときの担当者といはしましては、それ
なら一八%をどうするかということに
つきまして、これは当然三月に繰り延
べと申しますか、入れられて申告すべ
きものと了解いたしました。その旨各
社に伝達をいたしました。その報告
を受けております。そういたしました
その一八%をどうしたかというのに
は、これは三月の下旬、各句にわれわ
れとしましての庫出し数字を大蔵省及
び国税庁に報告いたしております。そ
の一八%の数字は、それを加えてま
して報告をいたした次第でございます。

そういたしましたら、このたび国会
において、こういう問題が出ました関
係が存じませんが、四月の下旬になり
まして、国税庁からやはり電話の連絡
をもちまして、その一八%は二月の分
として納税するようという御指示を
受けましたので、これまた同様に本社
を経てそれぞれの工場に伝達をいたし

た次第でございます。概略の経過はそ
ういふ経過をたどっております。

○委員長(河野謙三君) それでは、御
質疑のある方は、順次、御発言願いま
す。

○栗山良夫君 今のお話の中で組合と
しては三分分の一八%を加えて申告な
さして、そのあとで国税庁から二分分
として処理をするようにという通達が
あったという工合に承わつたのでござ
います。その通りでございしますか。

○参考人(中島正義君) いいえ、それ
は申告をいたしましたのは、その月分の申
告はその次の月の十日までに申告をす
ることになつておるわけでございます。
しかし酒造組合といたしましては各句
各句で庫出しいたしました数字を官庁
に連絡するわけなんでございまして、
私の申しましたのは、各句の数字の報
告に加えたというところでございします。
まだ三月の査定はそこに至つていない
わけでございます。

○栗山良夫君 そうしますと、それは
概数報告の意味でございしますか、各句
の。

○参考人(中島正義君) しほしほこの
国会で概数とか確数というお言葉が出
ておるのでございまして、その点につ
きましては、われわれとしては何を
もつて概数といひ、何をもつて確数と
いひか、その辺のところははっきり
確にわからぬのでございしますが、わ
れわれから報告いたしましたのは概数
といふふうにおとりになつたおればそ
れが概数じゃないかと思ひます。

○栗山良夫君 そこが実は私も法
令を読んでも、概数報告といふのが
全然ないものですから、大蔵省の説
明がびんと理解できないのです。これは

おそろくあなた方はしよつちゅうおや
りになつておるから慣習上慣れておい
でになるから別に不思議に思われな
いのじゃないかと思ひますが、こうな
んです。要するに法令によつて三月の
十日を締め切りとして報告をする
なる、これがまあ移出石数の正式な報告
になるわけですね。法令に定めるところ
の申告になるわけですね。ところが大蔵
省としては、その十日の正式な申告を
待てないで、その前にいふ電話で概
数の報告を受けている、これを移出石
数概数報告である、こういう工合に
申しておるわけですね。そういうことが
行われておりますか。

○参考人(中島正義君) どういう目的
でおとりになるのかは存じないのであ
りますが、酒造組合の方が各局の庫出
しをいたしました石数を報告いたして
おります。

○栗山良夫君 各句ですね。そうしま
すと、われわれが国税庁の方から聞い
ておるのはそういうのでなくて、十日
締め切りで、移出の正式な石数の申告
がある前に、電話でその移出の一月分
の移出石数に見合う分の概数報告を前
もつて受けたと、こういう工合に聞い
ておるのですが、違ひいますか。

○参考人(中島正義君) われわれは課
税といふことを中心に考えませんが、
需給関係を主としてやっております関
係上、品物が出たという、庫出しをい
たしたということを中心になつており
ますので、課税の申告の概数と申しま
すか、そういうものを受けたという例
はございません。ただ各句を合計した
ものを、月の累計としては報告いたし
ております。

○栗山良夫君 そろそろと、その各旬の報告は、五日ごとに締切つて御報告になつておりますか。

○参考人(中島正義君) 五日ごとという事でございまして、私の方は各社から報告がございまして、それを集計いたしまして、でき次第報告いたしております。

○栗山良夫君 そろそろと各旬ですから、大抵十日ごとになるわけでしょうが、その間が幾にちか、はつきりびつとはきまつていないという意味でございすね。

○参考人(中島正義君) さようでございす。

○栗山良夫君 なぜこういう問題がわれわれの手元で、国税庁との間にいろいろ質疑をかわしているかと申しますと、国税庁の答弁がはなはだどうもわれわれ理解しにくい答弁をするのです。それはどこにも表がありませんが、移出石数概数というものを、今申し上げたように、十日前にいたしたのだと、それから十日になつて移出石数というものを正式にもらう申告とその間の食い違いが年度末になつて非常に大きくなると困るから一八%引いて申告するよりに電話をしたと、こういうのです。ですからどんなに考えてもわれわれは理解できないわけなんです。あなた方は専門家でですから、その意味がおわかりになるでしょう。

○参考人(中島正義君) 私はどうもそのへんのところよくわからないのでございすけれども、ただ庫出し石数と申しますのは、こういうエキスパートの方を前に、あるいは御説明がましくなるかもしれないが、実際に工場で作りましたものを、工場から出まして

も、すぐそれが課税の対象にならないわけにございまして、その中にはよその工場へと申しますか、蔵置所と申しますか、よその工場に移しますときには、要するに非課税の移出があるわけにございまして、その受けた工場から実際に出たときに課税されるわけになるわけにございまして。私が申しますのは、工場側から集計をいたしますときには、その工場が自分で作ったものを工場から出す数字ということになつております。

○栗山良夫君 それは私ども、大体説明を聞いてわかつておるわけなんです。で、政府の方の言い方を、もう少し数字でこまかく申しますと、こういうのです。昭和三十三年の三月から、昭和三十三年の一月まで、二月が抜けているわけですね。一月までの累計によりますと、先ほど私が申し上げましたように、毎月概数で報告をいたしている、電話連絡らしいのですがね。その会談で報告を受けたものの累計が二百九十五万六千五百六十五石になるわけですね。ところがこれを見合ひとこの確定申告数は二百九十四万四千四百二十一石になつてゐる。従いまして差石数ですね、今申しました概数と、確定申告数との差額、この差額が一萬二千四百四十四石である。従いましてこの差額があるの、二分の概数報告を実績の通り報告されたのでは、二分の確定申告が出たときにはみ出てしまふ、従つて一八%減しておきたい、こういう意思であつたと、こう言うのです。それでですから私どもは非常に不思議に思ひまして、それならそれでよろしい、よろしいが、しからば一年前の昭和三十三年の二月のときの集

計では、概数石数と確定申告石数とはどれほどの差があつたのだ。こういうことはしなかつた、一八%天引きはしなかつたというのだから、どれほどの差がありましたかという点を尋ねますと、それはほとんど差がないわけですね。びつと合つてゐるわけですね。その前もおそらくさうでしょう。まだ資料を取つておりませんが、合つてゐるのです。これは合ひの当然のことですから合ひのものがおかしいのです。それにもかかわらず、なぜこういう工合に今度操作をしたかということについて、はなはだ何べん説明を聞いても理解ができないものだから、従つて、きょうは大へんあなた方お忙しいところ御迷惑をおかけしたのですがおいでを願ひまして、他に何も含むところがないならぬというのを委員会を通じて国民にはつきりしなければならぬ。もしあるならばあるということを委員会を通じてはつきりしなければならぬ。それがまあわれわれの務めであると存じますので、そういう工合で御足労をわづらわしたわけでありす。今の一八%天引きというものが業界の方でもよく意味がおわかりにならぬということであるならば、これは国税庁の今の酒税関係をやつてゐる役人を全部かえてしまわなければならぬでしょう、そんならうとは。そういうふうな極端に言うとは、そういうことになると思ひますが、どういうものでしょうか。

○参考人(中島正義君) 第一、概数と確定の差があるということがよくわからないのでありまして、私はそれがよく理解できないのであります。第一、概数という言葉が、確定という言葉が

どういうのか、あまりそういう言葉を使わないのですからわからないのであります。大体その月々の月平均として考えた場合には、ある工場から他の工場へ出ますね。しかしそれから全部受け入れた工場から出せば合ひますけれども、そこに受けた工場で残つていけばそれだけある月としては差がつくというところが、しかしそれは繰り越しと繰り延べが両方がプラス、マイナスしていく性質のものでありますので、差があつたものを合計するといふこともよくわからないのであります。月々の差があつたといふことを合計するといふことも理解がちょっとその点わからないのでありますけれども、実は初めてそういう数字が……その辺もどういふふうになつてゐるのか、第一、概数と確定がわかりませんので、あるいはそういうことになつておるのかもわかりません。

○栗山良夫君 大体その点はよくわかりました。これはいすれまた国税庁の方の担当官に來てもらひまして、もう一べんよく私も納得のいくように説明をたしたいと思ひます。

それから今度は業者のお立場について伺ひますが、酒税法の二十四条によりまして、移出石数等の申告、これが二十四条でございまして、二十四条には、業者において移出の行為を行なつたときにはその行為の実績に基いて三月十日までに所在地の所轄税務署長あてに提出をしなければならぬと書いてあるわけですね。従つて、実際にそういう移出の行為があつた実績があるにかかわらず、役所からそういう理屈の合わない、今もお尋ねしておればどうもふに落ちないとおつしやる

のですが、そういう一八%天引きの通牒を、文書なら別でございまして、文書なら別ですが、担当官が電話で指示したものをそのままの姿をしてお出しになつたというその御心情はどういうものでございましょうか。これは法律では、そういう行為があれば、しなればならぬことになつてゐるのです。それで文書で国税庁の長官なり部長名で組合なり各社あてに、二分分については一八%移出石数を控除して申告しなさい。こういう公文書が来れば別ですが、もしあなた方がそういうことで、それでは国税庁の役人というので氏名を詐称して協会へでもそういう電話をかけたとするとすよ、今までに例がない、初めてのことでおつしやいましたですね。毎年そういう慣習になつていけば、それは何ら不思議はないわけですよ。ところが全然そういう慣習のないのに、ぽつとそういう怪しげなる電話が、しかも協会の多年の経験上からいってあり得べからざる内容を持った電話がかかつてきたものについて、はい、さうですといふので、すぐ聞かれて、さうして実行に移されるというところは、今度私は組合の立場を理解ができないのでございすがね。この点はどう理解されますか。組合の方からその傘下にある各会社へ、事業者に対して、そういうことを役所との間に全然確かめないで、そのまま移牒をされたという組合としての立場ですね。それが私は大へん理解しにくいのです。

○参考人(中島正義君) 従来われわれどもをへての各生産者へのあるいは御伝達とか通知というものは公文書によつたという例というものは非常にま

れなんです。それで慣習といいたしまし
て、担当官から電話でわれわれの担当
者へ連絡があるのが慣習的になつてい
るわけでありまして。それが重要な問題
じゃないかというふうに今おっしゃら
れますと、非常に重要だと思ひます
が、そういう慣習的なことで、文書で
ないという点に対してはわれわれど
もの担当者がそれほど疑わなかったの
ではないかと思ひます。いつもそうい
う窓口の担当官からの御通知は当然国
税庁内部でそういうお話し合い済みの
ものと了解してわれわれ受けていた
けなんです。それを念を押さないで、
これは国税庁長官の御許可があったの
かどうかというふうなことは、お
そらく平素としてやっておらない慣習
なものでございまして、それで担当
の係の方がおっしゃたので、そう信じ
たというふうにわれわれ了解している
のでございまして。

○栗山眞夫君 その点はまあそれでよく
理解しますが、そうすれば酒税法の第
二十四条によつて移出の行為をしたと
きは、生産者としては所轄の税務署
長に申告を三月十日までにしなければ
ならぬ、こういうことになつてゐるの
ですがね、それとの関係はいかがで
ございまして。役所の方が法を曲げて
こういう行為をしつゝというのを電話で
通知して来たときに、何でもかんでも
不審を持たないで、役所の言うことな
らば何でもお聞きになる、こういうこ
とでございましてか。

が、酒類業界といつたしまして、監督を
なさつていらつしやるお立場でなかな
か酒類の行政はむずかしい点があるの
でございまして、今いろいろと御意見
を伺つて、その御指示に従つてやつて
いるという実情なんでもございまして。
そういう点から国税庁の御指示を一応受
けた当人は疑問を持たないでござい
ますけれども、一つには時期的なお話
もあつたのでございまして。深くそれ
を検討しないで流したという点につい
ては、生産者に非常に迷惑をかけたとい
う点はわれわれといたしましては責
任は感じてゐるわけでもございまして。
○栗山眞夫君 それからもう一つ、こ
の問題が起きてから、修正申告の
件について国税庁からはどういふ形式
であなたの方へ通知がございましたか。

○参考人(中島正義君) 同様の電話で連
絡がございました。二月分の追加とし
て訂正して申告するようにという同様
同じ係官からの連絡がありました。
○栗山眞夫君 各会社にお尋ねいたし
ますが、各会社の方へは直接国税庁か
ら何ら修正については連絡がございま
せんでしたでしょうか。
○参考人(山本爲三郎君) それじゃ私
から、実はその事実は国会で問題に
なつて初めて承知いたしました。麦酒
製造組合の事務員から本社工務部へ
通知がありまして、そのまゝ流れてお
りましたので問題になつてから承知い
たしましたので、初めて知つて常任理
事を呼んでけしからぬことだと、ビー
ル会社はこういう前例がないのだと、
われわれはそういうふうな御指示が
あつてもすべきでなかつたのではない
かということをしつたのでありま

す。申しわけありませんが、全然事実
を承知いたしませんでしたわけでは
なしもわれわれが知つたら、これは行
わなかつたと言つて差しつかえあり
ません。
○栗山眞夫君 そうすると、国税庁と
ビール生産者との間のいろいろなやり
とりは全部組合を通じておやりになつ
ておるのですか。
○参考人(中島正義君) 組合の事業と
いたしまして、また定款といたしまし
て、当局の御指示、御通知は伝達する
という仕事がありまして、私どもを経
ていくのが習慣でございまして。
○栗山眞夫君 もう一べん重ねて伺
いますが、これは麒麟さんでも朝日さん
でも日本麦酒さんでもよろしゅうござ
いまして、今度の間違ひが起きて後
に、ただいま中島さんは電話で修正
申告をするようにという通知が国税庁
からあつたと、こういう工合におつ
しやいました。各会社の方へはまた
別の方法で別途に修正申告をするよ
うにという違ひはございせんでした
でしょうか。
○参考人(山本爲三郎君) 詳しいこと
は存じませんが、なかつたはずであ
ります。また来たと同じような道で訂正
されたので、それも後刻承知したわけ
であります。
○栗山眞夫君 よくわかりました。そ
うしますと、国税庁に對しましてはこ
うしますと、国税庁に對しましてはこ
う君たちは電話でそういうことを通
知することはけしからぬ話だと、それ
でまあ起きたことはやむを得ぬとして
もすぐ取り消し、修正申告をすぐ行
うように、遅滞なく行ふようにとい
うことを文書でお出しなさいといふこと
を私も要求しました。そうしたこと

が、国税庁の長官は文書で出しますと
約束をしました、そうして出したかと
いう問ひをいたしましたところが出し
たと申しました、ところが今伺つてい
ると出ていないことになりましたね、そ
の通りでよろしゅうございましてか。
○参考人(中島正義君) 私は受け取り
ませんでございましてけれども、組合と
しては受け取つておりません。
○栗山眞夫君 この点は私はあとで国
税庁に問題にしますから要求をしてお
いて下さい。
それから今度はやはり中島さん並び
に各社に伺ひますが、あの一八%の天
引き申告がありまして、天引きの申告
があつたあとでしよ、報道機関がビ
ールは大へん需要が激減したという記
事を書きましたね、あれは御承知で
すか。
○参考人(中島正義君) たしか朝日新
聞だつたと思ひますが、朝日新聞には
そういうことが出ておりましたけれど
も、われわれは三月にすぐもう追加し
てものを考へておりますので、そう大
きな問題としてはこれは考へておりま
せん。
○栗山眞夫君 この点はこの間国税庁
との質疑応答でも私も追及したんで
すが、しかしあれだけ大幅な需要減が
あつたという事になれば、まあ暖冬
異変だという理屈をつけられれば理屈で
すが、ビールの需要が最近どんどんふ
えておるといふ社会常識と全く反する報
道が天下の大新聞に開き入れられた
という事は、これは大蔵省発表です
が、入れられたといふことはビール業
界にとつては非常に重要な記事ではな
かつたでしよ、その点はいかがな
ものでしよ。

○参考人(中島正義君) 記事は国税庁
なり、あるいは課税というお立場から
あつた記事が出たのかも知れませんが
が、われわれといたしましては二月の
下旬、三月の下旬といふものをそろ
れて考へませんものだから、あるい
は月末にたくさん出ることもございま
すしするので、その点についてはおか
しな記事だといふことは確かに考へま
したけれども、それをどうこうしなけ
ればならないというほどに深くは考へ
ませんでした。
○栗山眞夫君 それからもう一つ伺
たいのは、この前委員会でも今度の移出
石数——移出の概略石数というんです
が、概略報告というんですかね、それ
について問題が起きたので、各
メーカー別の石数をすぐ調べてくれ、
こう言つたところが、国税庁の方では
メーカー別の石数というものはそう急
にはわかりませんといふんです、わか
りません。そうして追及を受けたところ
が、すぐに今度は作つて持ってきたわ
けです。それでどうしてできたんだと
言つたところが、これは私も直接
メーカーから取つたものではありませ
ん、組合の方から便宜上取つたんです
と、こういう答弁でございました。こ
の点も今更だつとお話を承つてお
ると、すべて組合を通して役所との間
の仕事をおやりになつておるといふ建
前と、国税庁の答弁とははなはだ食い
違つてゐるんですね。それで、す
て、なんですか、いろいろな資料と
いうものをメーカーから直接、そ
ういふ統計的なもの、そういうものをメ
ーカーから直接国税庁にお出しになる
ことがあつたか、あるいはそういうもの
のは全部組合を通じておやりになつ

ておりますか、この点を一つ伺いた
い。

○参考人(中島正義君) 直接お取りになったのは、私にはわからないわけですが、おそれなく、おそろく末端の税務署で、お取りになって集計なさるのは存じませんけれども、国税庁から各社の本社にお問い合わせになることはないんじゃないかと思ひます。それは私のところを経て資料を取るようになさつていらつしやるように記憶いたします。

○栗山良夫君
そうすると、あなたのところである一つの緊急な要件が起きて、各ビル工場へ電話指令をやつて統計を緊急にまとめようとする場合、

まあものにもよりますけれども、こういうような各工場の一番中心的な仕事、こういうものはそんなに時間をかけなくてもすぐ集まるんですか。

○参考人(中島正義君) 酒造組合は直接工場に呼びかけることはございませんで、各製造会社の本社を経て資料収集その他をやっております。なかなか緊急といつてもそう間に合わないのが常識でございます。

○平林剛君　いろいろお尋ねしたいことがございますが、中島さんから御説明がありました点について最初お伺いをいたしたいと思います。

第一の点は、今回の問題につきましては、国税庁の酒税課から電話連絡があったと、しかもこれは従来の慣習から公文書でくることは、まれで、通常電話連絡があったというお話がございましたが、私そこで疑問に感じますのは、麦酒組合にせよ、あるいはビールの会社にせよ、いつも国税庁から連絡があるのでしょいか。つまり、われわれ承知しております。税務行政の機構から

いいますと、国税庁があり、その下に各国税局があり、さらにその管轄を受ける税務署がございます。普通考えますと、税務署からその管轄地域の会社、工場に対していろいろな指示があるのがまあ機軸上からいう通常のルートだと思っていたのであります。しかるに今回の事件となりました問題については、今のお話で国税庁の酒税課から電話があったということでありまして、いつもどこからくるのでしょうか。今回のような例はまれなんでしょうか。その点の一つ参考に聞かしていただきたいと思います。

ことで、実際の問題は工場と税務署の問題になりますけれども、そういうふう
に流れていくものと考えております。

○平林剛君　まことに、私の言葉が足り
りなかったのですが、今度の問題につ
いてお尋ねをしておるのです。通常の
例はよくわかりました。しかし今度の
問題については国税庁のルートをと
らなくて国税庁から国税局、国税局か
ら税務署、税務署からそれぞれのビー
ルの会社にいったのかどうか。それ
をいかに、今度の問題に関してはそ
の末端の税務署から連絡がいかない

つけば別でございますけれども、何か逆の傾向が現われたものでありますから、そんなお尋ねをいたしたのであります。まあ善意に解釈すれば、あなたの方の電話指示が非常に早くて、国税局の方が末端の税務署に対する指示がおくれたと、こういうふうに理解できないことはございませんけれども、そんなことがございましたのでお尋ねをしたわけであります。

もう一つ先ほどの御説明でお尋ねいたしたことは、あなたの方は国税局との関係から大体いつも連絡や指示などのあった場合、それに従うような慣習

の持つてゐる資料と照し合せてお尋ねをすることができませんけれども、この庫出し石数は、先ほど御説明がありました、未納税も含まれた数字である、こゝろ理解していいですか。

○参考人(中島正義君) この庫出し石数と申しますのは、その工場で作りましたものの、その工場から出ていく数字でございますね。庫出しされる数字の集計でございます。それでございますから、その中には未納税の移出分も含んでいるわけでございます。

○平林剛君 大体未納税というものの区別されるものは、大体その月に――

○参考人(中島正義君) 酒税課と申しましたのは、国税庁の間税部の酒税課でございます、私の方はいつでも国税庁から御指示があります。それから

で、国税庁からいきなりあなたの方に連絡がいっただけに限っているのじゃないですかというお尋ねをしたんです。

があるという向きの御説明がござい
ましたけれども、確定申告を減らせと
か、ふやせということはまああなた方
承知すまいと思えますけれども、実際

各社によつて事情が違ふと思ひますけれども、どのくらいあるのですか。それから、それはあとで調査してもよいから、それはあとで調査してもよい

今度の問題もわれわれの了解いたしましたのは、当然国税庁は国税庁のルートにおいて末端のわれわれの生産会社との工場のある税務署に何らかの御指示が

○参考人(中島正義君) ふだんのルー
トを経たと了解しております。ただわ
れわれの方が伝達の機能が早いと申し
ますか、末端にいくのが早くいいとい

の庫出石数よりも減らせなんというよ
うな指示を今まで聞いたことはござい
ますか。さつきその点は不明確だつた
のです。従来もそれがあつたかのごと

は私ども適當な機会を見つけてまして、
 稅務署で言へば檢査簿あるいは概數報
 告の控えや酒稅台帳等を照會し、あな

あるものと理解しております。末端の生産会社の工場と税務署の間で、やはりそこに話し合いがあるというふうに存じております。

るかも知れません。そういうふうに了解いたしましたしております。

○平林剛君　今あとの御説明がありますから、なるほどそうかなとも思いましたから、

きように聞きましたので、たぶんなかろうと思いますが、念のためにその関係を御説明を願いたいと思います。

たの方で言へば製品受払簿を照合すればびつたり合わなければならないわけですから、調べてはみますけれども、未納税の総体というのは把握できません。

○平林剛君　あなたの御説明によりまして、国税庁から麦酒酒造組合には常連があるんだと、実際の税務行政として課税を申告させたり、あるいは

のですが、これは、墨田の朝日麦酒の
会社は、御存じだと思いのですが、
ビール会社の方から末端の税務署に問
い合せがいつているのです。つまりど

○参考人(中島正義君) 過去にそういうことがあったというのはいったことはございません。聞きました当事者もそういうことを聞いたことなかったと

ものなのですか。今でもその月には未納税が幾らあった、実際に庫出しはこれだけあったのだが、未納税はこうだった、何月はこうだった、という上

その他の連絡があつたりすることは税務署からもあると、二通りの道がある、こゝろ理解をしてよろしいでしょうか。

ういう間い合せかというと、今度の三
月分の申告については一八%減らして
くれということが起きているけれども、
それでいいんですかという質問が起て

言っておりましたが……。

○平林剛君 全く今回の事件が異例のことであつたということはよくわかりました。

うなことが記録として残っておりま
か。数字とその第二の点について一
お聞かせ願いたいと思います。

○参考人(中島正義君) 私は残って

○参考人(中島正義君)　それはわれわれは、国税庁から酒造組合を経まして各社の本社から工場の方に指示が流れていく。それから国税庁の方はそれぞれ

いる事実があるわけです。そこで、あ
わててその税務署では国税局に問い合わせを出したら、まあその通りになっ
てという返事などがありまして、まさ

きよう私の手元に麦酒酒造組合から資料の御提出がございました。これを読ましてもらいましたら、ビール三社の月別の庫出石数調べになっております。

○平林剛君 私の最初のお尋ねです
ね、各社によってその差はあると思
いますけれども、大体庫出石数のどの

れのルートにおいて末端にいくという

に、早い、おそいということで介解が

す。宝酒造が抜けておりますので、私

らしい割合になるでしょうか。

○参考人(中島正義君) そりいうことを中心に考えたことがございせんので、手元に資料がございせんからわかりません。しかし原因するところは、一つの工場で作っている製品を他の工場へ移しまして、それを詰め合せをして出す、いろいろの原因があるものでありますから、はっきりわかりませんけれども、原因としてはそういう原因が主たる原因だと思ひます。

○平林剛君 実は今度あなたの方で、あるいはビール三社に対してその石数を申告を八分落せという誤まつた指示をした基礎というものは、この未納税にあるという説明が政府からされていゝるのです。その政府の説明によりますと、三十一年の三月から三十二年の一月の未納税が三万七千七百三十三石ある。そこでいろいろの説明がございしたけれども、あなたの方では今度の事件をあとから照してみて、未納税というものが問題になつてゐることは多分御存じだと思ひますが、この政府の資料を疑うのはどうかと思ひますけれども、あなたの方でなほどうぞ言われれば、三十一年の三月から三十二年の一月までの未納税は三万七千七百幾ら、こまかく當つていないけれども、そのくらいはあつたかな、というお感じはございせんか。

○参考人(中島正義君) 見当がつかないのであります。見当がつかないところであつたかと思ひますが、三十二年の二月の未納税というものは大体どのくらいあつたか、これは一番新しいものではないから、わからぬと思ひます。あまり速いことをお尋ねしたので、わからないというお答があつたのかもしれませんが、十二年度の未納税は大体どのくらいになつてゐるでしよう。

○参考人(中島正義君) 酒造組合には未納税の報告がないのであります。庫出しだけの数字をとつておられます。その点の確にわからないのでございします。この表をお出しいたしましたその数字だけが各社を総て出してもらつておるのであります。税金ということを中心にものを考えておりません。需給関係というものを中心にものを考えておられますので、そういうふうな資料を取つておられます。

○平林剛君 税務署の職員は毎日のように各ビール会社に出向きまして、あなたの方で言へば製品受払簿を見て、あるいはそれぞれの台帳を調べて判を押して、そしてその日は帰つてくるというぐらゐ厳格な酒税行政をやられておられるという話を聞いておるわけですが、それでありますから、その点において庫出しの数字のときに未納税が実際のルートにのつたのが幾らというのを確認をされていなければならぬと思ひます。私は未納税の職員から事情を尋ねたときにお話がございしました。そこで、あなたは全般的組合の理事さんであるから各社のことはわからないのではないかとと思ひます。きょうは幸ひ各ビール会社の工場長が責任者としておいでになつておりますので、三十二年の二月の未納税が大体どのくらいあつたかというのを参考のためにお聞かせ願ひたい。これが非常に重大になつてゐるのです。これが結局何石であつたから、それをいろいろな数字と照らし合せてみると一八%になつた。

従つて一八%概数報告を減らせという基礎になつてゐるのでございまして、はなはだ重大な資料になつておりますから、三社の工場長の方から二月分の未納税の石数をそれぞれお聞かせ願ひ、トータルを出せばさうさう一八%の根拠が現れてくる、こういうことになるのです。あなたの方がわからないで、国税庁がわかるという話もございしませんので、おそらく国税庁において調べての上で、われわれに答をなさつたとお思ひますが、それぞれ三社の未納税の石数についてお答えを願ひたいと思ひます。

○委員(河野謙三君) それでは中島工場長、丸山工場長、色川工場長さん、この順序で御答へいただきます。○参考人(丸山節三君) 三十三年の二月でございしますが、私の方は未納税の移出というものは、ほとんどないでございします。移入だけなのでございまして、その移入というのは特殊ビールでございします。黒ビール、スタウト、そのようなものでございまして、数量は非常に少いのでございします。その数は私は今持つて参りませんので御報告できないのでございしますが、きわめて少い石数であるというところは申し上げられると思ひます。

○委員(河野謙三君) 私がさつきお願ひしましたように、中島さんから順次……。○参考人(中島正義君) 私の方の工場だけのことはわかりませんが、二月には未納税移出はございせん。ただ移入がございまして、それはやはり先ほど申し上げましたように黒ビール、スタウト、特殊なものであります。

して、ごく少量であります。その数量に対しては、ちよつと記憶ございせん。○参考人(色川御胤君) 私の方の工場におきまして、未納税のビールは入つてないものであります。二月には私の工場で作つたビールでないビールでございします。未納税のものは出しましたけれども、私の方の工場からは未納税は出さなかつたのであります。

○平林剛君 私は未納税の数では疑問を持っております。国税庁の説明は、三十二年三月、つまり三十三年の二月ですね、予算で言いますから三十二年になつたわけですが、三十三年の二月の未納税は六千六百三十九石という数字が現れおられます。今のお話は全部の会社でございせんから、工場でございせんから、どこから六千六百三十九石という数字が出てきて、それが三十一年の三月から三十二年の一月までの三万七千七百三十三石の未納税の一八%になつたのか、ちよつとわからないのでありますが、今のお話だけを聞いてみると、どうも未納税というものは、あまりたくさんなかつたように印象を受けるのであります。これはいづれあなたたちだけのお答では十分でないかもしれませんが、国税庁からも聞くつもりでありますけれども、大体わかりました。私が聞いておつたのは、各ビール会社ともそれぞれ地域に工場をお持ちであるから、そんなやたらに過税して未納税として方々に移しかねるというふうなことはないのであるという話を聞いておつた。それを参考のために確かめたのであります。

次にお尋ねいたしますが、これは川口のビール会社にお尋ねいたします。川口のビール会社は三十二年の二月の確定申告をいつなさいましたか。

○参考人(丸山節三君) 三月の三日に確定申告をいたしました。○平林剛君 私の調べでも三月三日にあなたの方は一〇%の申告をなさつたのでございします。大へんけつこうです。それが当り前なのであります。ところが三月十三日になつて、今度は八二%の申告をなさつた、そこはいけません。こういう行為は、やはりいかに国税庁からの指示があつたからといひましたけれども、せつとくなくさつた修正の申告を三月十三日になつてまた修正をしてなさるようでは、これは納税の觀念からいつてもまことに適當ではないと、私はそう思ひます。この点は黒田の朝日麦酒の方も同様でありまして、せつとくく三月七日に税務署に問い合わせをなさりながら、理由がわからないままに一八%減の申告をなさるというところ、これは適當ではございせん。そこで本問題は税務署からのいろいろな手違いという説明ですが、私は手違いじゃない、こう主張しておるのであります。いづれにしても、国税庁の方からの指示で誤まつた申告をなさるとすれば、皆さんはこれは酒税法の第五十五条「左の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。」一、偽造その他不正の行為によつて酒税を免れ、又は免れようとした者、

こゝろの場合には、「酒類に対する酒税又は還付金相当額の十倍が五十万円をこえるときは、情状により、同項の罰

金は、五十万円をこえ当該相当額の十倍以下とすることができ、あるいは五十六条には同様に、「左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。」となりまして、皆さんの場合はこの酒税法第五十五条に該当するか五十六条に該当するかそれはわかりませんけれども、とにかく二月分の申告を怠った分の十倍以下の罰則の規定がございします。今回は税務署の方から指示があったので若干情状酌量いたしますが、やはり酒税法は厳としてこれを定めておるわけでございます。このことについて何かあなたの方で御意見ございしますか。

○参考人(山本為三郎君) 脱税の意思は毛頭ないことだけは申し上げます。どうぞそりう判決は下さないでお願いいたします。

○平林剛君 山本社長、あなたに脱税の意思がなくとも、事実行為として誤った申告をなさつておる。しかもこれは国税庁長官あたりが、いやそんな指示があったことは知らなかったと言ふのは違ひのようです。あなたの方のその担当している係の人は、これは脱税行為だということを承知して申告なさつた。いかにお上の命令であっても、悪いことをした者はやはり悪いことをした者である。そりう意味で、あなたには脱税の意思はなかったかもしれない。しかし会社全般は社長が責任を負うべきものになるのでありますから、実際の行為としてはさうな行為があったという事は認めなさい、けしませんよ。

○参考人(山本為三郎君) いやそりう事實は認めます。その手続上のこと

は認めますが、それは明らかに翌月の初旬に集計の申告がしてありますので、脱税の意思がないことだけは明らかだと思ひますが、その手続上のことについては責任を負ひますが、脱税については私は責任を負ひませんから、そのおつもりで……。もう理屈は言ひません。

○平林剛君 いろいろ事情があったことは認められますけれども、そりう事實があったという事だけは、あなたの方も相当考へなければならぬ問題だと思ひます。

そこで少しあなたの方に御気の毒なことを言ひましたから、ビールの減税問題について若干この機会に……。それじゃ、またあとで。

○栗山良夫君 関連して。私先ほどの私の質問でもうあと二、三お聞きしたいところがありますので、お答えをお願いいたします。

第一に、三月七日に一八%控除の申告をするようにという国税庁の達し電話でありましたときに、その一八%控除をした分の処分については何かございしましたのですか、それをどうしろという。

○参考人(中島正義君) その一八%をどうしろというふうには御指示がなかった。ただしその受けた当事者、担当者は当然これは三月につけ加えてやるべきだということで各社に流した、そりうふうに理解したわけであります。

○栗山良夫君 これは国税庁の方も私は非常な手落ちだと思ふ。一八%控除するということは、彼らが言ひ通りに、国税庁の事務当局の事務処理上のことで必要であるということをやつた

とすれば、この一八%控除したものを一体どうするかというところまでやはり言ひべきであつても、もしこれを国会で取り上げてからいろいろ疑惑を招いておる点は、この一八%控除をしたものがずっと永久にそのまま控除されつぱなしになるのではないかと、このことに対する疑惑というものはあるのです。私はきょうここで明らかにしたいと思つたことは、そのことなんです、大体。たまたまこりう例がないとおつしやいましたから、この点は私もそのまゝ百パーセント信用をしたいと思います。ところがちやうど今こりうるときになつて、一八%控除した、しかも控除したもののについて、あなたの方で組合の事務の方が三月に回してつけるように、こりうことを自由裁量でやられたと、こりう話であります。が、そのことはなほだ僭越なことだと私は思ふのです。国税庁が一八%引けと言つてきたのに、それが不思議であることを全然確かめもしないで、三月につけ加えておけばいいというこでは税法は一体どこにありまつか。もしそりうよりなことが自由自在に役所と組合との間で行へるといふことになれば、税法のあなたの權威なんというものはどこにありますか。そこが非常に問題だと思ふのです。

○参考人(中島正義君) 自由裁量でやつたというんじやなくて、当然これは税金を納めるべきものだといふ觀念から、その次の月に入れるといふふうにはこれは当然考へたといふふうには、裁量といふよりも、当然にそりうふうに当事者は考へたといふふうには私は解釈いたします。

○栗山良夫君 だから今度の問題のやはり役所の行政のかりに間違ひとすれば、間違ひをチェックする唯一の道は組合にあるわけですよ。組合が少しお前酒税法上の扱い方を間違えてやせぬかと一言国税庁におつしやれば、あるいは問題はもつとはつきりしたかもしれない。このところが一つ私は問題点だと思ふ。

○参考人(中島正義君) そりうふうな御注意を受けました、もう少し酒造組合としては検討していかなければならなかつたと思ひますが、そのときの当事者の話、非常に時期的に急ぐからといふお話があったといふことを聞いておるのでありますから、その点は時期的に急いだといふこと、今まで御指示が間違ひがないといふことで、そりう措置をとつたといふことに対しては、これは生産会社に非常に御迷惑をかけたことは、酒造組合としては申しわけなく存じております。

○栗山良夫君 それから三社の社長さんに伺ひますが、少くとも今度一八%控除された石数に対する税額は四億五千万円ぐらいになるわけですよ。そりうと、いつ納めるか、まああくる月といふことになるでしょうが、今の組合の中島さんのお話では三月分に入れたのだといふお話のようでございますけれども、少くとも各社によつて、だいたいこの表を見ますと違ひますが、一億二、三千万円から一億五、六千万円ぐらいの現金を一応この金繰りに使へることになつたわけですから、一八%控除するといふことについては悪い気持はしなかつたんでしょうね。(笑聲)

それはいかがでございますか。

○参考人(山本為三郎君) 結果においていいことであつた、われに利益したと思ひますが、実はこれは少し余談になりますが、過去においてはわれわれは税金を自分の資金繰りに利用ができたのですが、大体各社とも五、六十億の借金を持つております。この約半額ぐらいが税金の立てかえなんです。立てかえて納税をして、一日たりともきょうまで滞納したことはないのございします。それが助かつたといふことになるのでしやうが、けれども世帯の大きさがらいつてありがたいことと思ひますが、そりう意識をもつてやつたわけでもなく、結果もありがたかつたので、今までもあまりそれほど深刻に考へておらないのです。実に大きい金を立てかえておるので、大蔵省から実は少し補助をしてもらいたいとお願ひをしておるくらいなものです。今定めの納税期間に集金ができません、多い月で二、三十億の立てかえになつておる現状でございます。

○栗山良夫君 大体気分はわかりました。そこで川口の工場長さんにちよつと伺ひますが、あなたの工場へは今の一八%の控除の問題は、組合から通知が本社を通じてあつたことは、先ほど伺ひましたからよく承知をいたしました。税務署の方の系統の方からはやはりお話がございしましたか。

○参考人(丸山節三君) 先ほど中島氏から経過御報告ありました通りでありまして、本社の方からその指示がございしました。すぐ税務署の方にこりうわけで一〇〇%すでに提出してありますから、それをお返し願ひたいといふことを申し上げたのであります。税務

税務

署の方としては御存じなかったのだらうと思います。それはちよつと待ったというわけで、それを返していただけたかった。そのときは一八%ということにはわからなかったのです。ただ一〇%出したやつを書き直して出したいから戻していただけないかというふうにお願ひしたわけですが、向うは一応預かり置くというわけで、翌日……それは六日でございました。七日に一八%ということがまた指示がございまして、そのことを税務署の方に申し上げた。で、税務署の方から、しばらくしまして承知したということ、初めてその一八%を提出しまして、一〇%の方を返していただけたわけでありました。そういふわけであります。

○平林剛君 さつき私はビール会社にはなだ酷な主張をしました。これは決して酷と思つちやいけなと思ひます。なぜかという、私は、今度の問題について、処理をもし誤りまして、国税庁としては今後の酒税行政に大きな支障を来たすのじやないかと実は心配をしておるのです。いかに課長補佐のあるいは係官の誤りであつたにせよ、その人が誤つたからとか誤まらないとかでもって酒税法を曲げるわけにはいかなのです。法律は課長補佐が頭を下げたからそれでかんばんをするというふうにはなつていないわけです。ですから、そういう意味では、今後の酒税行政というのを考えて、私は情状は十分酌量しなければならぬと思ひますけれども、あなた方もやはり大へん迷惑だつたかも知れませんが、納税觀念においては若干の誤りを犯したという事実はやつぱり認めてもらいたい。それから、もしあ

なたの方がこの誤りは誤りとして国税庁に責任があるのだとして、その責めを免れるような行為がありましたら、ほれ、ビール会社は独占企業をやつておるから、それだから今までもこんなことがあつたのだという變なことを、かえつて誤解を受ける。そういう点をむしろ皆さんとしては十分配慮すべきではないだろうかという気持ちから先ほどの主張をしたのでござい

す。そこで、次に、ちよつと質問しておこつたのですが、栗山委員の質問に山本さんが、私が聞くに變なことを答えたものですから……本問題には直接關係はないと思ひますけれども、お尋ねをしておきます。

それは、今度の問題によつて、ビール三社はある程度税額の面においてあるいは恩典を受けたかもしれぬ。しかし従来の立てかえ税というものがあつて、實際は会社経理は赤字だといふ話でございまして。私は経理の内容については全くしろうとで、存じませんから、それについては触れませんが、町のりわさというのを聞きますと、町のりわさによりますという、ビール会社はビールを多量買つてくれる店に對してお金を貸してゐるという話を方々で聞きます。それは、ビールを買つてくれた代金を受け取らないといふことではございせんや。代金はちゃんとお得意さんであるからという趣旨もございしやうが、かなり金融をなさつておるというりわさを聞くのです。そんなことがありませんか。聞けばないに答えるかも知れませんが、何かそういうりわさなことを營業政策上おやりになつておるのでしやうか。

○参考人(山本為三郎君) そりうことはたまにございしやう。けれど、今私が申し上げたのは、その問題ではなくて、税金を助かつたために喜んでゐるかと言われたから、それは喜んでゐるが、各社とも大きい税の立てかえをしておるような現状でありますと申し上げたので、その問題とこの問題とは別の……

○平林剛君 まあこれは問題外のこととございまして、ビール会社が營業政策上金融の問題を取り扱つてゐるというのを、私は、ないと云へば事實をいろいろ承知しておりますから、指摘をしやうと思つたのですが、あなた正直にあると言つたから、まあそれで質問をやめておきます。

最後に、ビール減税のことについてお尋ねします。今回政府は酒、しやうちやうちについて減税をしました。そうしてこれが今度の議會で法律案として議論されたことは御承知の通りと思ひます。ビールも減税をしてもらいたといふ陳情や請願を私も文書ではよく承知しております。しかし今度の国会に對しては、あまりあなた方はビールの減税については熱意がなかつたやうに承知をしてゐるわけでありまして。政府當局と何かこのことについて話合つて、今度の機會はまあがまんしやうといふやうなことで落ちついてしまつて、ビールの問題については熱意を示さなかつたのかどうか、いかがなものではしやうか。私は先ほど酒税法の点で、少し辛いことを言ひましたから、あなたに発言の機會を少し与えておきます。(笑聲)

○参考人(山本為三郎君) 御好意はありがたく感謝します。熱意は持つておつたのですが、あなた方まで通じなかつたのでしやう。ビールは大衆の酒でないといふことを言われたことを遺憾として、それにつきましては十分皆さんに主張いたしましたのであります。が、事、ここに至つてビールは阻害されたことが明らかになりましたので、われわれはしいて大衆運動をいたしませんでしたが、業界においては十分主張いたしております。さういふことだけは大衆の酒でないといふことだけは大衆の方にも、政府の方にもよく申し上げましたので、いつの間にか大衆酒といふものが下級酒といふ名前に變つたのであります。さて、私はビールをこゝろ工合にお願ひいたしましやう、この最近のビールの販売、いわゆる消費の曲線は実に順調なる伸長をしてゐる、外國の同様のものに比すれば実によい伸長である。一昨年の夏、中央調査社で調査した結果は、ビールの家庭消費は五〇%をこえておるといふ調査が出ておる。もしも一般に言われてゐるビールが奢侈的な方面にのみ用いられてゐるというのなら、これも私は否定はしないが、これは価格の影響がないならば嗜好はこの方向に向いておるといふのではないのか、奢侈方面以外には少ない。——事實はそりやないが、認められるならば、これは価格が高いからではあるのですか。しやうちやうが一万三千何百円の税金に對して、ビールが二万円といふ税金は、世界のいづれの国を見ても高いのではないか、すなわちビールの価格が高いのは税金が高いのではなく、世界の例を私は申し述べまして、ビールは大衆酒であるといふことはだけは明らかだと思ふ。いわゆる大衆

酒でないと言われる方があれば、これは価格が阻害してゐるものであつて、ビールは大衆酒であることだけはわれわれは斷言してはばからないといふことを申し上げたのであります。が、議會の方でもこれをお取り上げ下さつて、大衆酒といふ字を御撤回になりまして、下級酒と變えて、今度の減税措置をおとりになったのであります。私は下級といふことは、下級の人が飲むのか、値段が安いので下級なのか、下級はどつちの意味ですかとまでお尋ねをしたのであります。が、どうぞ国会においで一つきやうの查問のかわりに(笑聲)減税の方に御努力を、一片の御協力をお願いしたい。なるべく大衆政であるところも御協力を願ひたいと、この機會に力強く主張いたしまして、一つお願ひを申し上げる次第であります。

○平林剛君 私はビール減税が是か否かという意味でお尋ねしたわけではなくて、今度のいづゆる脱税といふものです。ビールの問題がここにつながつておるのだ、こゝろ推測もなされておるだけに、あなた方と政府當局の間にか何か約束なり話があつたのかといふ意味のことを聞こうとしたのであります。町のりわさといふものはなかなかいろいろ尾をつけたら、あるいは場合によつては射る場合もございするけれども、今回の行為はどうかと國稅局の課長補佐が指示したにしては重大な誤りに過ぎる、この裏には何か政府當局あるいはこれに關係のある政治家が動いて、そりうて國稅庁のルートを通じてこの事件が巻き起つたのじやないか、こゝろ疑問を抱くものすらあるわけでありまして。そ

こであなた方が急にこの問題について、比較的表に出ないでやりになつた問題でありまして、その事実があるかどうかを確かめようと思つたのでありますが、まあこれはこの程度で、あと国税庁の方に問題を移しますから、私の質問はこの程度で終りたいと思います。

○参考人(山本為三郎君) いや、そういうようなことについては、われわれはいまだかつてどこにも伺ひもしなければ、主張はいたしましたが、特別にお願いをした筋はありません。ビール団体は昔から政治活動はよくない団体でありまして、いかにもいじがないうことでありますが、そういう関連はこの問題には一切ございせんことを私は強く断言をいたします。

○委員長(河野謙三君) 速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(河野謙三君) 速記をつけ

以上で参考人の方に対する質疑を終ります。
参考人の方には、長時間にわたりまして本審査に御協力いただきまして、厚くお礼申し上げます。ありがとうございます。

○参考人(山本為三郎君) どうもありがとうございます。どうぞよろしく。

○委員長(河野謙三君) 速記をとめて。

〔速記中止〕
○委員長(河野謙三君) 速記をつけ

○栗山良夫君 国税庁の長官にお尋ねをいたします。

先ほどビールの組合並びに各社の責任者来席のもとに、週日の一八%申告天引きの問題をたてましたが、その中で私はもう一度国税庁の長官にはつきりと確かめておかなければならぬことが一つあります。それは、この前この委員会でも、四月の初めに問題になつたときに、さつそく一八%控除取り消しの通知を出す、電話です。電話をしただけでは足りない、文書でいたします、いたしたというところまであなたはこの委員会でも答弁をなさつておられます。それを確認されませんか。

○政府委員(北島武雄君) その通りでございます。

○栗山良夫君 ところが今ビール業界の中島常任理事に聞けば、そういうものはさらさらいたしていないと言われる。どういうわけですか。

○政府委員(北島武雄君) 申し上げますが、私どもは国税局長に對しまして、直ちに公文書をもつて通知をいたしたのであります。ビール業界に對しましては、別途電話でもつて至急追加申告をいたすよう通知したのであります。

○栗山良夫君 この国税局長あて文書は、先日の八日の委員会におきまして私が申し上げたと思ひますが、四月四日付をもちまして、私の名前で国税局長に對しまして、前文は省略をいたします。その指示を誤つたため、2月分の移出石数を過少に申告する事態を生じこの申告に基いて課税が行われてゐるのではないかと思はれるので、早急に2月分移出石数を確認のうえ、も

急に不足税額があるときは、これを直ちに徴収決定して納付させるように措置されたい。なお、不足税額を徴収決定したときは、その税額等を別紙の様式により4月20日までに報告されたこと。これは内部の徴税の手續につきまして、国税局長に直ちにこのような指令をいたしたのであります。先ほどお話を聞きまして、麦酒酒造組合の中島さんのお話では書面をいただいております。これは別段正式のルートではありませんが、いけないうちに配慮から、正式のルートとそれから側面のルートと両方から話が流れていくことになつてゐるわけでありまして、正式のルートは書面です。

○栗山良夫君 そうすると、その通知はなんですか、国税局長から各社の本社へ通知が行つてゐるのですか。

○政府委員(北島武雄君) 正式には国税庁長官から国税局長へ出しまして、国税局長から該当の税務署長に對しましてこの指示を傳達するわけでございます。一方これはビールの各社の中央の団体であります酒造組合、これは全一國一本でございますので、これに對しましては国税庁の担当の方から追加申告を二分分として出すようにと、こゝういふまゝ口頭の指示を行つたわけでございます。

○栗山良夫君 そうすると、今会社の社長さんともそういうものをもらつていないと言つてゐるじゃありませんか。

○説明員(泉美之松君) ビールに對しまして課税は各工場ごとにいたしております。従つて先ほど中島常任理事との間でお話のやりとりがございましたように、私の方からは正式のルートは国税局、税務署を経ましてその工場に行つておられます。その工場長が社長から申告についての権限を委任を受けておられます。従つて税務署はその工場長に對して指示していくというこ

とになります。しかしそれでは本社の方で、まあ工場の方から報告があつて本社の方はわかるべきはずであります。が、本社の方で困るだらうという考えのもとに、麦酒酒造組合を通じて、本社を通じてまた工場の方へ流れる、これは別段正式のルートではありませんが、いけないうちに配慮から、正式のルートとそれから側面のルートと両方から話が流れていくことになつてゐるわけでありまして、正式のルートは書面です。

○栗山良夫君 そういふ僕は詭弁みたいなことを聞きたくないのですがね。たとえば一八%控除のときはすよ、正式ルートなんて一つもいっていないじゃないですか、今聞いた通り。そして側面ルートだけいっているじゃありませんか。そんなでたためなことはありませぬよ。一八%控除するといふ重要な問題のときに、側面ルートだけしかやつていない。そして川口の工場長が税務署へ聞きに行つたりしてゐるじゃありませんか。それはあなた、まさに天下の詭弁ですよ。

○説明員(泉美之松君) まことに申しからで恐縮でございますが、一八%の問題も先般申し上げましたように、国税局を通じて税務署に來てゐるわけでございます。ただ川口の場合におきましては、麦酒酒造組合の方からの連絡の方が早く、国税局、税務署を通じていたしたルートが一日おくれて行つたという事実でございます。今回のことにつきましては、側面のルートだけでやつてゐるというのではございません。御了承いただきたいと思ひます。

○栗山良夫君 それだから僕はそういうことをあなた方がきつと言われるから、先ほど念を押して聞いたじゃないですか。川口の工場長に私はその質問をしたいと思つたから、何も川口の工場長を特別に私は趣味で聞いたわけではありませぬよ。そういうことがあつたからそれを聞いたのですから、そうしたら川口の工場長は、本社の方の系統からも聞いてゐました。税務署の方からも聞いてゐましたと言つた、一八%の控除の問題は……

○政府委員(北島武雄君) やはり公式のルートを通じて、これは前回は御説明いたしたと思ひますが、国税局に電話いたしたとおるのであります。ただ先ほどもお話がございまして、今に、今回の場合は麦酒酒造組合を通じての方の指令が少くとも川口の方に先に行つておつて、そして川口の工場の方が税務署へ行つて申告書を取り下げたと言つてきたが、そのときは川口税務署にはまだ指令がなかつたから返してもらえなかつた。川口税務署が局へ確かめたのでございまして、局から指令があつてその通りだといふことになつて、出し直しを許してもらつた、こゝういふふうに私は先ほどから聞いておつたのであります。これは決して公けのルートをはずしたわけではございません。酒造組合とそれから公けのルートと両方に通じておるのでござい

ます。

○委員長(河野謙三君) 私からちょっとお尋ねしますが、あなたは正式ルート、ルートと言われますけれども、この酒造組合に對して電話で連絡することとが慣例になつておると、これはあなたの方から国税局の方への連絡は電話

ですか、文書ですか。二回目のやつは文書というものがはつきりわかったが、一回目は文書ですか、電話ですか。

○政府委員(北島武雄君) 第一回目は電話でございます。

○委員(河野謙三君) そうしますと、国税庁の方の内部におきまして、国税局なり税務署へはそれぞれ電話連絡というものが慣例ですか。

○説明員(泉美之松君) 事によつて文書でやる場合と電話でやる場合とございますが、重要な事項はすべて文書でいたすことにいたしております。ただ今回のことにつきましては、先般御説明いたしましたように、概数報告、確数報告との関係からいたしまして、電話でいいという判断のもとに電話でやりました。

○委員(河野謙三君) 重ねてお尋ねしますが、そうすると、私の方からすれば、これほど重要な問題を重要でないという認識で、一般の連絡事項と同じように電話でやられたということですが、問題になったあと第二回目におきましては、国税局の方へは文書でやられたんでしょう。さつきお読みになったように、同様に重要性にかんがみて酒造組合に文書でやるべきではなかったかと思うが、酒造組合の方にはあくまでも電話でやられると、こういうふうなことですね。そうではないですか。

○説明員(泉美之松君) さようでございます。まあ今から思いますれば、私どもの方は行政機構の関係からいたしまして、国税局を通ずるのが当然だと思つておりましたので、国税局に文書を出したのでありますが、念のために酒造組合の方にもその文書の写しを渡

しておけばよかったと今になって思つております。

○委員(河野謙三君) 最後に結論として私は伺いますが、今後はこの種の連絡は従来の慣例がどうであらうと、文書をもつて酒造組合にも、管内の国税局にも税務署にもやるべきだと、これが役所の本来の建前だと思つて、

よ、そういうことに改められるということに結論は出てるのですか。それとも相変わらず今までの慣例をまたそのまま踏襲して、今度の間違ひは偶然の間違ひであるということ、今までの慣例を踏襲されるのか、どうですか。

○説明員(泉美之松君) 今回のような事件が起きたのは、文書でやらすに電話でやりましたためにそういう間違ひが起きたというのを深く自覚いたしておりますので、今後におきましては、こういうことにつきましてはすべて文書でやりたい、かように考えております。そういうふうな今後事務のやり方を改めたい、かように考えております。

○栗山真夫君 それからその次に、今の参考人との質疑応答を通じて明らかになりましたことは、あなた方は過日報告書のようにならぬものを非常重要な報告書とされたが、先般の組合の中島さんの話では、概数報告などというものはきわめて軽視して、特に旬報だと、こう言ふんだね。しかも、報告の期限のときもきめていないと仰るんです。そういう怪しげなる数字と確定申告数を合せるために、一八%の天引きをしなければならなかった理論的な根拠を一つ伺いたい。

○説明員(泉美之松君) 先ほど組合の中島理事からお話がありましたのは、組合の方で出ておりますいわゆる旬報、これは庫出石数の報告でございます。それと、私どもの方が先般来申し上げております概数と申しますのは、前月分を取りまとめまして、翌月の早いうちに税務署へ報告をいたさしまして、それを三日までに国税庁に報告を求め、それが概数でございます。これはビールだけに限りませんで、その他の酒類を含めまして、全部その概数というのを各税務署から国税局に集めまして、それから、国税局から国税庁に報告がくることになっておるのでございます。組合の方で旬報を集めておりますのは、先ほどお話しがございましたように、消費の動向がどうであるかということを中心としておられるわけでありまして、私どもの方の概数と申しますのは、その庫出のうちに未納税などを引きまして、課税の移出石数というものを調べておるわけでございます。で、この課税の移出石数というのは、本来、ある月分なれば翌月の十日に税務署に申告いたしまして、それが月末に国税庁に報告になるわけでございますが、その国税庁に報告いたしますが、その確数と合ふべき性質のものでも、必ずしも正確には合いませんけれども、大体合つておるべき性質のものでございまして、ビールの組合の言う旬報とは内容が違つておるわけでございます。

○栗山真夫君 あなたが部長に就任されたのは、いつですか。

○説明員(泉美之松君) 昨年の七月二十日に辞令をいただきましたのでありますが、秘書課長の方の仕事が残つておりましたので、実際部長としての仕事を初めましたのは、八月中旬でございます。

○栗山真夫君 私が非常に不思議に思つておりますのは、先ほど中島さんは、いろいろ確定申告の操作をしたことはなにとおつてやつてゐるんです、過去に、ところが、これは私は事実として百パーセント信用したいと思ふんだ。もしこれがそうならうと、長官は前にもやつたことがあるとおつてやつていただきたいんですが、ないとおつてやつたから、役所も今まではないと主張してきたですね。昨年度だから、そのこととまだあなたが部長になられる前のことですね。前まではよかったと、こういうことになる。ところが、われわれがこれほどまでに、初めての例である、しかも、こういうことは国税庁として行ふべきでないという結論を出すべきであると思ひ、これは酒税法から考へてですと、そして一生懸命に努力しているにもかかわらず、まだ、あなたは未納税と戻し税のことを理由にして、概数申告と確定申告とを何か調整しなきゃならぬような言葉を盛んに弄されるが、そうすると、来年も再来年も同じようにこの天引き制度をやろうというんですか。私は、だからこの前繰り返して聞いたでしよう。三十二年のときはどうでしたと聞いたら、十一年のときは、概数と確定申告と大体合つてたじゃないですか。だから、三十二年のときは悪いから、もう少し前、五、六年さかのほつて、毎年実績をもらいたいです。そういうふうな、われわれはある程度合理的にこの問題を調査しようとするときに、あなたが

間税部長になつたばつかりに、毎年度末に一八%か、一〇%か、五%かしらぬけれども、申告数の調整をしなきゃならぬというの、はどういう理由です。どうもそういうふうにしかなれないじゃないですか。もう少し問題をあつさりとなんか答弁されたらどうですか。

○説明員(泉美之松君) 私が、この課税年度終了のときの概数と確数ということが、どうしてこんなに差があるかというところに気がつきましたのは、私が部長になつて、初めて間税の關係の仕事を担当する關係上、こんなに概数と確数とが差があるのはおかしいじゃないかというのを言つたことから端を発したのでございます。ただ、今回こういうことがあつたから、来年もまたそんなことをするだろうというのを御推定になるのは、私、はなはだ残念に思つてございまして、私どもは、初めて概数と確数との間にどうしてこんな差があるかというところに気がついて、いろいろ追及した結果が、こういうことになりましたので、まことに遺憾に思つておりますが、それだから来年もまたかようなことをするだろうとおつてやるのは、私、はなはだ残念に思ひます。

○栗山真夫君 いや、そうじゃないのですよ、私の言うのは、あとで国税庁長官に答弁を求めたいのですが、私の言うのはそういうじゃない。去年もよかつた、その前もよかつた、ことしもよかつたのです。あなたの方にこの間資料をもらつたでしよう。一八%控除を取り消して修正したら、十二万五千七百七十八石になつてゐるじゃないですか、一八%控除しない場合と確定申告

はびしやつと合つてくる、何も戻し税とか未納税とか考慮しなくても……これはこの前私が確かめた通りなんです。電話でやつたと、そういうことになつてゐるから、そんなことを考慮しなくても、業界はそんなに急激に変動するわけじゃないのだから、一八%控除というものはそんなに……間違つたことは間違つたであつたりとされて、そして、これから酒税法一本だけいきたいと思います、こういう答弁をしてもらへば、僕は納得するのです。それをあくまでも一八%引いたことが合理的であつたかのごとき——間違ひであることを認めながらも、しかも、合理をつけて、合理的であつたかのごとき言辭を弄されるから、僕は納得できないのです。長官の答弁を求めます。

○政府委員(北島武雄君) これは先ほど泉閣税部長が申しましたように、泉君としましては、間税の仕事は実は初めてでございます、就任以来非常に間税行政について研究心をもちつてやつておるのでありますが、新任なるがゆゑに、たまたま概数と確数との違いに不審を抱きまして、そして、二月は最終月だから合せたらしいだろうというふうなことを言つた、これが実は端緒になつたわけでありまして、ただし、一八%云々の理由につきましては、非常に合理的な説明がしにくいのであります。それは正確に申し上げますと、錯誤があるからです。従つて、あとでもつて合理的な理由づけはなかなかできません。一八%そのものが非常に誤解があつたと思ひます。その誤解に基いて指示した、その指示が下まで伝わつたことにつきましては、

私国税庁長官といたしまして、非常に実は責任を痛感するのであります。先ほどもちよつと話が出ましたが、これは私もどうもいたしまして、内部で自己反省を十分にたたいましたし、おります。仕事のやり方、部内の人事配置、あるいはまた国税局、税務署への伝達の方法、こういう点につきましても多々考えさせられてゐる点があるのでございます。これを機会といたしまして、今後絶対にこのようないふことのないよう善処したいと思ひます。どうか一つ今後をござんたいだきたいと思ひます。

○栗山良夫君 長官が今のような答弁をされたので、私はおそろしく長官の答弁の意思をくんで、部長もこれから行政にさらに勉強せられるだろうと思ふので、これ以上追及しませんが、三月七日に唐突にあんなものを——先ほどビール会社の諸君も言つておつたけれども、あんなに急いでやらなければならなかつたという理由がまずわからない。それからもう一つは、よく従来の慣例も何も調べないで、ただテーブルをみて、概数石数と確定申告石数とが違つてはいかぬ、そういう抽象的なことでぽんと部下に指令を出したということ、これは非常な手落ちですよ、それならそれで、なぜ合わないかということをもう少し行政のエキスパートを集めてチェックして、その結果何%になるかぐらいまで部長は責任を持つ、そのくらの責任感がなければいけません。そういうことを何ら反省されなさい、われわれにただあだこうだと答弁されるならば、われわれは了承できない。できないけれども、長官が先

ほどきわめて真摯なる態度で將來のことを言われたから、私はまあ了解します。そういうふうに一つやつてもらいたいと思ひます。

○説明員(泉美之松君) 弁明めいて恐縮でございますが、私は今回の事件は私が指示の適切を欠いたことから起きおりまして、今後の仕事のやり方その他につきましては、たゞいま長官がおつしやいましたような趣旨を体しまして、やつていくつもりでございます。何とぞ御了承をいただきたいと思ひます。(了解と呼ぶ者あり)

○平林剛君 私は若干質問を留保しておきます。

それはきよりの参考人からの御意見でも、一八%の根拠であつた未納税がきより出席なさつた参考人の説明ではほとんどない。いわんや間税部長が説明をした二月分の未納税六千六百三十九石という根拠等についてはまだ疑問を抱いておられます。

それから概数と確数との違いがなぜ起きるかということについて、参考人は明らかにこういふものの差があることはわからない、間税部長は一生懸命なせわからない——ということでは分析をなさつてゐるようでありますから、その結論が出るまでは質問を留保しておきます。

それからもう一つは、本問題の処理に當つてどうする。先ほど私は参考人に対して酒税法の趣旨を説明いたしました。まあ電話受信の誤まりであつたといひましたけれども、ビール会社は脱税を承知して申告してゐるということ——国税庁長官は会社には責任はないところ言ひますが、酒税法は国民の

法律でありますから、たとへ事情があつたにしろ、これを誤まつた以上は、その情状は別にいたしまして、法の適用を免れることはできないという見解を持つております。またもし国税庁長官がこれについて逡巡をなさるといふようなことであれば、今後の酒税行政に対してやはり影響がくるのではないかと心配を私は私なりにしておるわけでありまして、ビール会社の立場から見ても、これは誤まりだ、国税庁に責任をなすりつけて責めを免れるといふことはいけないといふことを指摘しておいたのでありますから、この処理についても、国民全般が納得する形で行われぬ限りにおいては、さらに質問を続けるといふことでこれは留保いたしました、きよりは質問をこれで終りたいと思ひます。

○委員長(河野謙三君) 本日はこれにて散会いたします。

午後三時四分散会